＜別添＞

諮問理由

本市では、児童福祉法第６条の３第２０項に基づく家庭支援事業として、令和６年１０月から子どもの最善の利益の保障、健全育成を図ることを目的に児童等に対して居場所を提供し、生活習慣の形成支援や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等を包括的に行う児童育成支援拠点事業を市内中心部に１か所開設し、実施しています。

この度、市内でも特に中心部への移動の負担が大きく、また子育て世帯も多い東部エリアにおいて、支援を必要とする児童が通いやすい身近な地域での本事業の展開を目指すべく、令和８年度にプロポーザル方式により委託事業者を選定し、令和９年度から２か所目の開設を予定しています。

つきましては、本事業の委託による開設および運営のあり方も含め、枚方市児童育成支援拠点事業者の選定について、貴審査会の意見を求めるものです。